

(一) 神京カ告訴人ニ伺ヒ
 集札箱ニ切符ヲ取ツテ入レルコトノ改正申合セヲナセ侍ラヌカト伺ヒタル
 ヲ以テ「金」社カ乗車勤務中各ノ下車ノ際切符ハ先シ車掌ガ受取ツテ僅輪手ニ
 手渡シテ降車者ノ切符ト卷ノ戻教ヲ合セ以テ切符ノ一度戻リヲ防止スル
 令アリ」告訴人ハ従来金社ヨリ毎令ヲ受ケタルマ、ニ行フノミニテ以ノ年
 令ヲ改正スルハ毎令ニ背クモノナラズヤト又伺ヒタルニ
 神京ハ曰ク比ノ年令ノ改正ハ社長ガ誤メテ居ルニモ不拘切符、又ケニテ改正
 セズ不都合ナル奴ナリト罵リ
 神京ハ更ニ告訴人ニ対シ責備等女子ハ社長ニ「オベツカ」ヲ使ハネバ使ツテ貴
 (ナイノダ)ロウト罵リ
 更ニ「責備ハ僅輪時間ヲ故意ニ狂ワセテ吾々ニ迷惑ヲ掛ケルゾハナイカ」下言
 ヒタルヲ以テ然ルコトナシト答ヘタルニ
 更ニ言葉ヲ替ヘテ「責備ハ自動車ノ行違ヒノ際ハ殊更ニ衝突スル棉ニ僅輪ス
 ルハ不都合ナリ」ト告訴人ニ迫リタル
 然リ而シテ神京カ此ノ野郎ハ口ヲ言ツテモ辭ラヌ奴カカラ打ケノメスニ限ル
 ト言ヒ清水及根津両名ハ水ヲ打ケケルニ限ルト言フヤ告訴人ハ跳ケントシ
 タルモノヲ閉塞シテ出ツル能ワサルヤ
 神京カ先シ「根津ヲ以テ告訴人ノ頭部ヲ改打スルヤ根津及清水之ニ繞キテ改打
 シ同時ニ被疑者ハ全部一斉ニ蹴ル改ル何等之レヲ防クニ手段ナク後下僕等ノ
 為スマ、ノ暴行ヲ受ケ在託傷害ヲ惹リタル
 山左頭中ノ打撲傷
 山左大腰部打撲傷
 山左被疑者等ノ行為ハ傷害罪並ニ淫褻罪ヲ構成スルモノト思行候ニ付嚴重汚犯
 令相成度以候及告訴スヌ也

添付書類

- 一 委任状 一通
- 一 診断書 一通

右告訴書也

昭和八年十一月二十九日

右告訴代理人

森 一海

中野警察署署長
 司法警察官

中

添付書類

- 一 東京市板橋区練馬市町一ノ三三七八番地匠師手塚銀次郎作製ノ被疑者
- 一 鶴沢利治ハ全治ニ伺同ヲ受ズル告訴状ハ記載ノ十一月二十七日付診断書一通
- 一 右告訴事件ニ対シ森辯護士代理人トシテ鶴沢利治提出ノ委任状一通

以上